

「みやぎポイント」ロゴマーク等使用取扱要領

(趣旨)

第1条 本要領は、宮城県が作成したロゴマーク等の「みやぎポイント」事業に係る広告宣伝用素材を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本要領における「広告宣伝用素材」とは、以下のものを指す。

- (1) ロゴマーク（別記図のとおり）
- (2) ポスターやステッカー等で、事業者による活用を図るため、県がホームページで公開しているもの。

(使用)

第3条 「みやぎポイント」の利用店舗及びその運営事業者は、自らの店舗で「みやぎポイント」が利用できる期間又は県がポイント付与を行う期間において、デザインや内容を変えずに、店舗における掲示、告知物への掲載並びに配布等に利用する場合に限り、前条で定めた広告宣伝用素材を利用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治活動または思想活動あるいは宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
- (3) 「みやぎポイント」が利用できない店舗を、利用店舗と誤認させる等、広告宣伝用素材の使用によって誤認や混同を生じさせるおそれがあるとき。
- (4) 第三者の利益を害するものと認められるとき。
- (5) 広告宣伝素材の著しい変形や改変を行う場合や、その他、県が使用方法を適当でないと認める場合。

(申請)

第4条 広告宣伝用素材を加工又は改変して利用する場合は、事前に県に申し出た上で、用途、使用時期、デザイン等の内容確認を受けなければならない。なお、この場合においては、利用実績や完成したデザインのデータを県宛てに提出すること。

(遵守事項)

第5条 広告宣伝用素材を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められたデザインと色を正しく使用すること。
- (2) 「みやぎポイント」のイメージを損なうような使用をしないこと。
- (3) 「みやぎポイント」制度の周知や、利用店舗に関係のない用途に使用しないこと。
- (4) 商標登録出願を行わないこと。

(使用料)

第6条 使用料は無償とする。

(使用中止)

第7条 県は、広告宣伝用素材の使用方法等が本要領及び承認の内容に違反していると認めるときは、使用を中止させることができる。

(その他)

第8条 本要領に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年10月9日から施行する。

(別記)「みやぎポイント」ロゴマーク

